

## 安来市消防本部N e t 1 1 9 緊急通報システム運用要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安来市消防本部N e t 1 1 9 緊急通報システム（以下「N e t 1 1 9」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、N e t 1 1 9とは、聴覚、音声又は言語機能の障がい等（以下「聴覚障がい等」という。）により、音声通話が困難である者が、自ら保有する携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等（以下「スマートフォン等」という。）を利用し、消防機関に緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 N e t 1 1 9を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 聴覚障がい等により、音声で会話することが困難である者で、市内に居住、通勤又は通学するもの

(2) 前号に掲げる者のほか、消防長が必要と認める者

(登録の申請)

第4条 N e t 1 1 9を利用しようとする者は、別に定めるN e t 1 1 9 緊急通報システム利用規約に同意の上、N e t 1 1 9 緊急通報システム（登録・変更・中止）申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、消防長が別に定める方法により、インターネットを利用して行うことができる。

(登録審査及び通知)

第5条 消防長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、当該申請者をN e t 1 1 9の利用者として登録するものとする。

2 消防長は、登録した旨を当該申請者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書に必要事項を記入し、速やかに消防長に提出しなければならない。

- (1) 転居やメールアドレスの変更等、登録情報に変更が生じたとき。
- (2) スマートフォン等を交換したとき。
- (3) N e t 1 1 9 の利用を中止するとき。

2 前項の規定による届出は、消防長が別に定める方法により、インターネットを利用して行うことができる。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項第3号の規定による届出があったとき。
- (2) 虚偽の情報を登録、投稿又は送受信する行為があったとき。
- (3) N e t 1 1 9 を譲渡、貸与又は使用許諾する行為があったとき。
- (4) その他、消防長が不適切と判断したとき。

(費用の負担)

第8条 N e t 1 1 9 の利用料は、無料とする。ただし、N e t 1 1 9 の登録及び緊急通報に伴う通信費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 N e t 1 1 9 の利用に係る申請及び必要な行為は、この告示の施行前においても行うことができる。